

令和 6 年第 1 1 回

# 東大和市農業委員会総会議事録

令和 6 年 1 1 月 2 7 日

東大和市役所会議棟第 6 会議室

東大和市農業委員会

令和6年第11回東大和市農業委員会総会議事録

日 時 令和6年11月27日（水）午後2時00分

場 所 東大和市役所会議棟第6会議室

招 集 者 東大和市農業委員会長 岩 田 高 雄

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 会長諸報告について

日程第3 報告第30号 農地法第3条の規定による届出について

日程第4 報告第31号 農地法第4条の規定による届出について

日程第5 報告第32号 農地法第5条の規定による届出について

日程第6 議案第20号 贈与税の納税猶予に関する適格者であることの  
証明願いについて

日程第7 議案第21号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を  
行っている旨の証明願いについて

出席委員（14名）

|              |              |
|--------------|--------------|
| 1 番 原 章 記    | 2 番 和 地 毅    |
| 3 番 橋 本 訓 夫  | 4 番 小 林 由美子  |
| 5 番 杉 本 実    | 6 番 栗 原 勇    |
| 7 番 町 田 悦 郎  | 8 番 内 野 雄 文  |
| 9 番 真 野 春 男  | 11 番 内 野 博 司 |
| 12 番 大 熊 和 春 | 13 番 岩 田 高 雄 |
| 14 番 内 野 純 子 | 15 番 西 川 慶 子 |

欠席委員（1名）

10 番 橋 本 翔 吾

出席した職員

事務局長 井 上 昌 弘 係 長 小 川 圭

(午後 2時00分)

事務局長 定刻となりました。

会議の前に、本日の出席状況につきましてご報告いたします。

定数15、現員数15、本日は橋本翔吾委員より欠席の連絡があり、14名のご出席をいただいております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく出席人数を満たしておりますので、本定例総会が成立することをご報告いたします。

次に、本会議は、農業委員会等に関する法律第32条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴希望はありません。

以上でございます。

---

#### ◎会長挨拶

会 長 皆様、こんにちは。

先日の産業まつり農産物共進会においては、3日間に渡りご支援をいただき、本当にありがとうございました。今年は猛暑が続き、昨年以上に条件が厳しかったと思いますが、出品点数が95点で昨年の154点に比較しておよそ62%の出品率に留まりました。

農産物共進会のメインとなるのは、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー、ハクサイ、ネギ、ニンジンなどですが、サツマイモだけは例年並みの数字が確保できました。

今年目立ったのは柿の出品点数が多かったのが特徴です。梨については、産業まつりの実行委員長でもある町田委員と実行委員会でいろいろとやり取りをいたしましたが、出品を見合わせる方向で今後調整をしていく必要がございます。

私自身、梨農家の多い市に確認したところ、共進会には出品していないところが圧倒的に多い状況がわかりました。稲城市は、多摩地域で梨の収穫量が多く、梨の共進会は別途開催しているので、農産物共進会には出品が出来ないとの規定があるそうです。

東京都の審査員と話したところ、秋の共進会で梨の出品を認めているところがあるそうですが、その場合、梨の実を半分に切って中を全部チェックし賞の審査、その後は廃棄して販売はしないとのこと。梨はせいぜい9月頃までが収穫期で、11月は厳しいということですが、一部熱心な方は秋に収穫できる品種を出品されているのが目にとまりました。

今年の売上は、41,200円になり、実行委員会に寄付となっております。

何れにいたしましても各農家さんは猛暑のなか非常にご苦労され、同じ品種を何度も何度も種蒔きをして、ようやく生育したけれども間に合わなかったという状況かと思います。来年に向け、各農家さんも工夫をされ頑張っていたかかと期待をしております。

あと、共進会について今年は少しトラブルがあり、農協さんが受付簿を作っていなかったということがあり、これが反省点ですので、和地職務代理を含めて農協の事務局との調整をしていかなければと思います。

次に皆さんで協議していただきました東京都の顕彰事業ですが、今年も企業的農業経営顕彰は見送りましたが後継者顕彰については、狭山の杉本園さんの若夫婦を推薦し11月19日の農業会議の常設審議委員会で審議し、めでたく都知事賞を勝ち取ることができました。

今年の後継者顕彰は全体で26組ありました。そのうち6組が都知事賞に輝きましたが、当市は昨年の内野恵さんに続き2年連続の都知事賞受賞となりました。

以上でございます。

---

#### ◎開 会

議 長 ただいまより令和6年第11回定例総会を開会いたします。

本日の議事日程について事務局より報告いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、本日の日程についてご報告申し上げます。

日程第1から日程第7までとなっております。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

日程第2、会長諸報告を行います。

日程第3、報告第30号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第4、報告第31号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第5、報告第32号 農地法第5条の規定による届出9件について専決処理をしておりますので、ご報告いたします。

日程第6、議案第20号 贈与税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い1件についてご審議いただきます。

日程第7、議案第21号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願3件についてご審議いただきます。

日程につきましては以上でございます。よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

議 長 事務局より議事日程を報告いたしました。

---

#### ◎会議録署名委員の指名

議 長 それでは、日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日は、7番、町田悦郎委員、8番、内野雄文委員の両名を指名いたします。

---

#### ◎会長諸報告について

議 長 続いて、日程第2、会長諸報告を行います。

先月26日は、和地さんの畑でサツマイモの収穫体験を行いました。100名ほどのご参加をいただき、市民の方々も大変楽しそうに収穫体験をされ、盛況のうちに終了いたしました。

10月28日、29日には東京都の研修により大阪に行って参りました。研修会では大阪府農業会議から大阪府全域に関する農業政策とその取り組みについて説明がありましたが、やはり関心がございますは農地の貸借に関する事で、これについて詳しい説明がございました。

その後、箕面市の農業委員会から市の取り組みについて話がありました。遊休農地の解消と地産地消の推進について、農業委員会と農業公社のそれぞれから説明がありました。

また、大阪府の中でも大変広いエリアを持ち36支店を抱えるJA大阪中河内から、こちらで取り組んでいる農業塾について、年間のスケジュールや農地の貸借を円滑に進める方法などについて説明がありました。その中で農業者の高齢化や減少などに歯止めをかける為、農協が主体となり、貸借円滑化法を利用した生産緑地の貸借に積極的に取り組んでいる実態の話を伺いました。

11月19日は、農業会議の理事会、常設審議委員会、事業推進大会、臨時総会がありました。常設審議委員会では、先ほどお話しした顕彰事業について詳細な審議がありました。また、令和7年度に向けた国や東京都に提出する意見書の内容について協議いたしました。

22日は農林水産省関東農政局東京都拠点の地方審議官ほか2名が私邸に来訪され、約半日の時間をかけて農業行政についての意見交換を行いました。特に貸借円滑化法や新規就農者の受け入れ事業、また農林水産省の進める地球温暖化対策におけるCO2削減について意見交換をいたしました。

今回お見えになった審議官は東京都拠点ということで、13日に行われた女性農業者研修会にも参加され、当日講師として登壇した小林委員の講演について、説明も大変わかりやすいとお褒めいただきました。また、農業会議の副会長と事務局長からもお褒めの言葉をいただきました。

22日訪問いただいた農水省の審議官からも、東大和市の農の人は大変素晴らしく、関東全域の中でもナンバーワンに近い記事の内容だと絶賛いただきました。

関東農政局としては、東京エリアの主だった市に訪問し、実態調査をしながら来春には目標になる農業政策の指針を作っていきたいとのことです。

以上でございます。

---

#### ◎報告第30号

議長 続きまして、日程第3、報告第30号 農地法第3条の規定による届出3件について専決処理をいたしておりますので、報告をいたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係長 報告第30号 農地法第3条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。朗読いたします。

報告第30号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理状況について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年11月27日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第30号 農地法第3条の規定による届出3件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 朗読及び説明をいたしました。

報告第30号 農地法第3条の事案については、書類が整っているため受理をいたしました。

なお、専決処理をしてございますが、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

---

◎報告第31号

議 長 続きまして、日程第4、報告第31号 農地法第4条の規定による届出1件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 続きまして、報告第31号 農地法第4条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第31号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和6年11月27日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第31号 農地法第4条の規定による届出1件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第31号 農地法第4条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

---

◎報告第32号

議 長 続きまして、日程第5、報告第32号 農地法第5条の規定による届出9件について専決処理をいたしておりますので、報告いたします。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

小川係長。

係 長 続きまして、報告第 3 2 号 農地法第 5 条の規定に基づく届出について朗読及び説明をいたします。

朗読いたします。

報告第 3 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について。

このことについて、次のとおり受理したので報告する。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

詳細につきましては、記載のとおりでございます。

以上、報告第 3 2 号 農地法第 5 条の規定による届出 9 件についてのご報告でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 朗読及び説明をいたしました。

報告第 3 2 号 農地法第 5 条の事案については、書類が整っているため、受理をいたしました。なお、専決処理をしてございますが、質問等がございましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、報告を終了いたします。

---

#### ◎議案第 2 0 号

議 長 続きまして、日程第 6、議案第 2 0 号 贈与税の納税猶予に関する適格者についての証明願 1 件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、議案第 2 0 号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第 2 0 号 贈与税の納税猶予に関する適格者であることの証明願について

租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定の適用を受けるための適格者であることの証明願について農業委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 1 月 2 7 日 東大和市農業委員長 岩田 高雄。

つづきまして、内容についてご説明させていただきます。

申請者につきましては、受贈人欄に記載されておりますとおり、贈与人の子であります。

特例適用農地につきましては、狭山 4 丁目でございます畑 5 筆、合計面積は、1, 7 2 1 m<sup>2</sup>

となっております。

次のページは、①から⑤の位置図、裏面は①から④公図の写しであります。

次のページは⑤の公図の写しであります。

次のページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者の立ち合いのもと、岩田会長、杉本農地部会長、原委員、事務局が現地調査を行いました。

農地①②ではミカン、ナツミカン、ユズ、ハウス内ではトマトを栽培していることを確認いたしました。

次のページの写真をご覧ください。

③、④の筆では、ニンニク、トウガラシ、ミニダイコンを栽培していることを確認いたしました。

次のページの写真をご覧ください。

⑤の筆では、ナガネギ、キャベツ、ビーツ、レタス、コマツナなどを栽培していることを確認いたしました。

以上、贈与税の納税猶予に関する適格者であることの証明願い1件についてご説明させていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 それでは、申請番号1について審議いたします。

贈与人が贈与前に農業経営を行っており、受贈人が引き続き農業経営を続けていく適格者であるか、また申請のあった農地が特例適用を受けるのに適しているかを判断するものです。

地区担当員から贈与人の農業従事の状況について報告を求めます。

狭山地区担当委員杉本実委員を指名します。

杉本委員 それでは報告いたします。贈与人につきましては、贈与以前、農業に従事していることをご報告いたします。以上です。

議長 ご報告をいただきました。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

特にないようですので、採決いたします。

適格者と認定し、適格者証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議長 全会一致。

よって、贈与税の納税猶予に関する適格者であることの証明書を発行することに決定いたします。

議長 続きまして、日程第7、議案第21号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願い3件についてご審議いただきます。

事務局より朗読及び内容について説明いたさせます。

井上事務局長。

事務局長 それでは、議案第21号につきまして朗読並びにご説明申し上げます。

朗読いたします。

議案第21号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて。

租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について引き続き農業経営を行っていることについて農業委員会の意見を求める。

令和6年11月27日、東大和市農業委員長、岩田高雄。

続きまして、内容についてご説明させていただきます。

申請番号1については、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地については、奈良橋4丁目にごございます畑4筆、合計面積は2,751㎡となっております。

次のページは、①から④の位置図、裏面は公図の写しであります。

次ページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者立会いのもと、岩田会長、杉本農地部会長、原委員、事務局が現地調査を行いました。

①から④の筆では、クリ、ブルーベリーを栽培していることを確認いたしました。

続きまして申請番号2番については、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の子であります。

特例適用農地につきましては、仲原3丁目にごございます畑4筆で合計面積は、2,039㎡となっております。

次のページは、①から④の位置図、裏面は公図の写しであります。

次ページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人の立会いの下、岩田会長、杉本農地部会長、原委員、事務局が現地調査を行いました。

①から④の筆では、茶、ホウレンソウ、ブロッコリー、ニンジン、ダイコン、ナガネギ、ラズベリー、キンジソウ、ピーマン、イチゴ、キャベツ、サトイモ、サツマイモ等多品種の野菜を栽培していることを確認いたしました。

続きまして申請番号3番については、相続人欄に記載されておりますとおり、被相続人の妻であります。

特例適用農地につきましては、蔵敷3丁目の畑1筆と仲原2丁目にございます畑2筆で合計面積は、2, 526.06㎡となっております。

次のページは、①の位置図、裏面は公図の写しであります。

次のページは、②③の位置図、裏面は公図の写しであります。

次ページの写真をご覧ください。

現地調査当日は、申請者本人が都合で立会えないことから了解を得て、岩田会長、杉本農地部会長、原委員、事務局が地調査を行いました。

①の筆では、ミカン、ジャガイモ、サツマイモ、イチジク、マクワウリ等を栽培していることを確認いたしました。

②、③の筆では、タマネギ、カリフラワー、ハクサイ、ニンジン、ダイコン、レタス、シュンギク、ブロッコリー、ピーマン、ナス、トマト等を栽培していることを確認いたしました。

以上、相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いに3件についてご説明をさせていただきました。

議長におかれましては、よろしくご協議いただきますようお願いいたします。

議長 説明のとおり、本事案は相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いです。

申請番号1番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号2番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

議 長 全会一致。

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

続きまして、申請番号3番についてご審議いただきます。

本事案について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。

(発言する者なし)

議 長 特にないようですので、採決いたします。

証明書を発行することに賛成の方は挙手を求めます。

(全会一致)

よって、引き続き農業経営を行っている旨の証明書を発行することに決定いたします。

---

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、本日のすべての日程を終了いたしました。これをもって定例総会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

(午後 2時56分)

東大和市農業委員会会議規則第22条の規定により署名する。

農業委員長

署名委員

署名委員